



環境表示ガイドライン改定（案）の概要

第3回会合 事務局資料

2026年2月

環境省 大臣官房 環境経済課



2. 環境表示ガイドライン 検討会（第2回）委員意見と対応（案）



我が国企業が委縮することなくグリーン製品等を国内外に訴求できるよう、**グリーンウォッシュ対策の国際的動向にも整合した適切な環境情報の提供方法**についてご議論いただき、「**環境表示ガイドライン**」の改訂に反映する。

〈第3回会合にてご議論いただきたい事項〉

論点

- ① 目的
 - ② 普及啓発
 - ③ 国際基準との整合
 - ④ 要求事項の内容、構成
 - ⑤ 実証、検証の要件
 - ⑥ 5つの基本項目
- その他① マスバランス方式
その他② カーボン・オフセット

2. 環境表示ガイドライン 検討会（第2回）委員意見と対応（案）

委員意見

基準レベル

政策優先でなく、グローバル基準を重視すべき

消費者の信頼

「消費者の合理的選択」を強調すべき

「エビデンスベース」の重要性を明記すべき

市場成長だけでなく、消費者が信頼できる環境表示という視点が重要

経済面の重要性

「市場の健全な成長」を記載すべき

「リスクを乗り越え市場に出すことが競争力を生む、という文脈を盛り込むべき

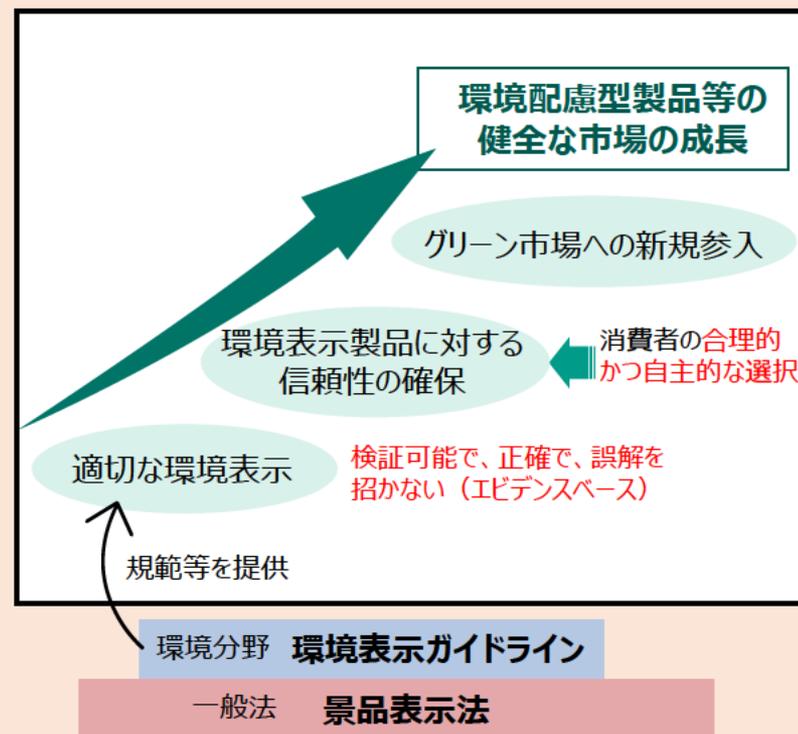
論点① 目的

対応（案）

・【ガイドラインP1】

冒頭の「目的」に消費者の合理的かつ自主的な選択、エビデンスベースの重要性を追記することで、重要な目的の一つである消費者保護を強調する。

（下図は適切な環境表示による市場成長のイメージ）



2. 環境表示ガイドライン 検討会（第2回）委員意見と対応（案）

委員意見

情報アクセシビリティ

情報アクセシビリティの確保と、FAQやコラム等での好事例の共有、データベース化

環境教育

専門家（マーケッター）を起用した、実効性ある普及促進策の検討

文部科学省、消費者団体等との連携

事業者等への動機づけ

リスク回避（グリーンウォッシュ批判防止）のメリットを強調すべき

特に環境表示を行う必要がある対象（例えば東証プライム上場企業）を明示しては

海外情報発信とセミナー開催の連動

ガイドライン完成後の展開として、業界別のガイダンスやFAQを作成しては

海外への発信・共有

英語版の作成により、政府間チャネル等を通じた海外への発信・共有も目的の一つ

対応（案）

- 【P20】説明文を付ける方法として、二次元コードによる詳細情報へのアクセスも可能である旨を明記
- FAQをHP上に作成し、事業者への情報提供体制を充実。
- 普及促進策については、来年度事業者向けの環境表示ガイドラインの普及に向けたセミナーを開催し、録画したセミナー動画もHP上に公開し、周知を図る予定。
- 来年度以降の対応を検討。
- 【P4】欧米での訴訟リスク等の背景を [1-2 策定の目的] に追記。
- 【P1】目的に東証プライム上場企業においては、高い水準のサステナビリティ関連の開示が求められている旨を追記。
- 来年度開催予定の事業者向けセミナーで海外規制に関する情報も発信する予定。
- FAQをHP上に作成し、事業者への情報提供体制を充実。（再掲）
- 今年度ガイドラインの改定版の英訳を作成予定。日本の取組を省内や国際機関等との連携等を通じて積極的に発信することを検討。

論点② 普及啓発

2. 環境表示ガイドライン 検討会（第2回）委員意見と対応（案）

委員意見

国内/国外へのアプローチ

【第2回再掲】グローバルスタンダードに対応する企業や、国内市場のみを対象とする企業、環境表示のチェックを十分にできていない企業など様々な状況にある企業が網羅的に取り込めるとよい

国内基準と海外事例紹介を併記する「2階建て」アプローチが有効

日本独自の原則に基づきつつ、最善の指針として世界へ発信すべき

国際競争力に事実上対応できる指針や望ましい姿を示すべき

ガイドラインを英語版で海外に発信し、批判があれば改善することも、日本の考えを説明することも必要

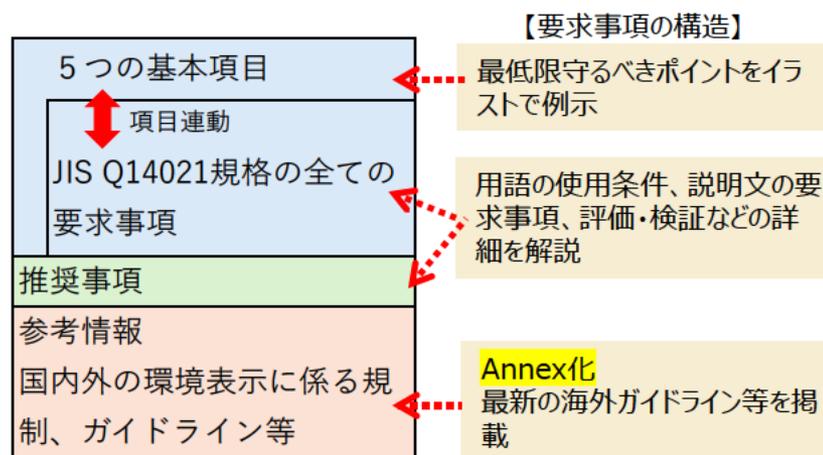
海外最新動向の把握

海外動向は変化が速いため、アネックス（付属書）化して機動的に更新すべき

論点③ 国際基準との整合

対応（案）

- 様々な企業の規模や形態に対応できるよう、ガイドラインの要求事項の構成を再検討。
 - 5つの基本項目 : 全ての企業がまず取り組むべき項目
 - JIS14021への準拠 : 5つの基本項目を満たしたうえで、全ての企業が取り組むべき項目
 - 推奨事項 : ISO/JIS Q 14021への準拠を満たしたうえで、さらに取組が望まれる項目
 - 参考情報 (海外規制動向) : グローバルスタンダードに対応する企業向けに海外の規制動向等の情報共有
- 【P1】現行ガイドライン巻末の【参考情報】をAnnex（付属書）とし、**随時更新**を可能に。併せて、海外の環境表示に関するガイドライン等の情報を大幅に強化。



2. 環境表示ガイドライン 検討会（第2回）委員意見と対応（案）

委員意見

論点④ 要求事項 の内容、 構成

情報アクセシビリティ

CFP等の重要項目は、他規格の参照だけでなく、本ガイドラインにも掲載すべき

【第2回環境省回答】中小事業者等が、グリーンウォッシュとみなされないために最低限守るべきポイントを直感的に把握できるようにする。

対象企業

企業の規模や形態（中小・グローバル等）に応じた段階的な対応を検討しては

論点⑤ 実証、検 証の要件

サプライヤー証明

第三者証明ありきと取られないよう、自己宣言やサプライヤー証明も有効であることを示すべき（サプライヤー証明の労力と価値が的確に伝わる表現とすべき）

合理的な根拠を示す資料

【第2回再掲】合理的な根拠を示す資料の要件が景品表示法で定められているため、参照すると良い

対応（案）

- 【P19】コラムを追加。「カーボンフットプリント表示ガイド」のCFP表示の基本原則（信頼性・信用性、ライフサイクル、比較可能性、透明性、地域性）を紹介。
- 【P15,16,37】5つの基本項目と企業の広告イメージにおいて気を付けるべき事項について、それぞれイラストで直感的に把握できるようにした。
- 様々な企業の規模や形態に対応できるよう、ガイドラインの要求事項の構成を再検討。（再掲）

- 【P27】検証は原則として、自主的取組による方法で足りる旨追記。
 - ➔ 費用便益の妥当性を考慮したうえで第三者認証や検証も活用の可能性も言及
- 【P22】参考として、景品表示法における「合理的な根拠を示す資料」の要件についてコラムを追加。
 1. 提出資料が客観的に実証された内容のものであること(次のいずれかに該当するものです)。
 - ・試験・調査によって得られた結果
 - ・専門家、専門家団体若しくは専門機関の見解又は学術文献
 2. 表示された効果、性能と提出資料によって実証された内容が適切に対応していること

2. 環境表示ガイドライン 検討会（第2回）委員意見と対応（案）

委員意見

論点⑥ 5つの 基本項目

② 環境主張の内容に説明文を付けること

二次元コード等を活用した、透明性の高い詳細情報へのアクセス

③ 製品のライフサイクル全体を考慮する

「ライフサイクル全体を考慮」= PCR(製品カテゴリールール)による算定といった拡大解釈を防ぐため、具体例を示すべき

誇張を避け、負の側面も見せることとすべき。CFPだけでなく、水や生物多様性などのインパクトも重要

原料の由来など、ライフサイクル全体でどう考えているかが重要。水や生物多様性など全ての厳密な計算を求める意図ではない

認証範囲が限られている場合の環境表示におけるあり方について検討いただきたい

考慮しているライフサイクルの範囲の説明をマークとともに付けるなどを示唆できるとよい

トレードオフ（負の影響）

「重大なマイナス影響」の判断基準をコラム等で補足すべき

トレードオフ（マイナス影響）がある場合、その対策を企業が講じることを盛り込むべき

対応（案）

- 【P27】説明文を付ける方法として、二次元コードによる詳細情報へのアクセスも可能である旨を明記。
- 【P15】5つの基本項目「ライフサイクル全体を考慮」がイメージしやすいイラストを提示。
- 【P25】必ずしもライフサイクルアセスメントを実施するものではない旨、解説に記載。
- 【P25～27】「ライフサイクル全体を考慮」の解説を追加。
 - ✓ 全ての環境側面や環境影響を考慮し、負のトレードオフを特定する
例：リサイクル材料含有率を減らすために、原材料の使用量増加が増える
CFPは小さいが生物多様性で重大な負の影響を与えている
 - ✓ 製品ライフサイクルの観点から見て、重要な環境パフォーマンスを主張する
例：製品重量の1%にも満たないリサイクル部品の使用を誇張して主張などをしない
- 【P27】認証範囲が限られている場合は、明確にする旨を追記。
- 【P26】負のトレードオフが特定された場合はその事実を隠さずに表示する、あるいは軽減対策を講じる旨記載。

2. 環境表示ガイドライン 検討会（第2回）委員意見と対応（案）

委員意見

その他① マスバ ランス方式

消費者への説明責任

マスバランス方式について、慎重（懐疑的）な記載とすべき

現状のやむを得ない状況は理解するが、最終的なゴールの指針は持っておくべき

主張する際は、それなりの覚悟をもってしっかり説明できることが必要

現状の課題

業界によって定義が異なっており、国際整合性を踏まえた検討が必要

その他② カーボン・ オフセット

カーボン・オフセットを主張する際の考え方

削減努力を伴わない、オフセットを根拠とした環境主張は禁止すべき

オフセットの全面否定は、グリーン購入法やSBTi等の国際基準と矛盾する可能性

短中期目標へのオフセット使用禁止（国連原則）をガイドラインに明記すべき（参考資料にも掲載）

対応（案）

- ISO等で議論されている段階のため、今回の改定においては方針等は明記しないこととしてはどうか。
- 【P25】マスバランス方式についてのコラムを追加。環境省「プラスチック資源循環におけるマスバランス方式の活用に関する基本的な考え方」を参考に、マスバランス方式は実際の利用と比べて環境価値が一見して分かりにくい等の特性があるため、**製品特性に応じた適切な表示・コミュニケーション**を行う必要があることを記載。
- 【P19】カーボン・オフセットについて、コラムを追加。「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）－第4版－」におけるカーボン・オフセットの取組に対する信頼性を構築する上での事項（自ら排出削減を行わないことの正当化に利用されるべきではないこと、適切な情報提供など）を紹介。
- 【P53】Annexで国連「Integrity Matters」（短中期目標の達成に使用してはならず、自ら削減した後の上乗せにしか認められていない）を紹介。

